

福井支部ニュース

2026年度 第2号

日本科学者会議福井支部

連絡先: 山本雅彦、masahiko@mbp.nifty.com

郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部

支部ホームページ <https://jsafukui.net/>

科学者会議本部 <http://www.jsa.gr.jp/>

今号の内容

- ◆報告 2026年度 JSA 福井支部第3回幹事会の概要 (山根 清志)
- ◆抗議 原子力規制行政を追認し、住民の安全を切り捨てた不当判決(山本雅彦)
- ◆書評 『人新世の「黙示録」』 斎藤幸平 著 (小野 一)

[報告] 2026年度 JSA 福井支部第3回幹事会の概要

2026年7月6日(月)の夕刻、定刻の18:00時より4分遅れて、オンライン方式により定例の第3回幹事会が開催された。山本雅彦事務局長の司会で、事前に知らされていた議題にそって議事がすすめられた。

1. 『福井の科学者』第143号(能登半島地震特集号)について【継続審議】

(1) 原稿集約状況の報告

・高木編集長より、すでに届いている原稿から構成した全体像が、[目次]のかたちで示された。

巻頭言

《第Ⅰ部》能登実地研修(2025年8月)報告

— 日本科学者会議福井支部の「ひとつの」取り組み —

《第Ⅱ部》復興・被災地支援最前線

《第Ⅲ部》能登の「いま」と「これから」を考える

— 災害経験の継承と復興後の地域づくり —

編集後記

但し、《第Ⅱ部》《第Ⅲ部》にそれぞれ1本ずつの未着原稿があり、その取り扱いをめぐる多くの意見・見解などがだされが、議論の結果、当人に原稿依頼をした幹事が原稿未着の本人にメール・電話で急ぎ連絡をとって話をし、すみやかな原稿提出が実現するようにする。その際、なりゆきと結果が、幹事会メンバーにそのまま反映・伝わるようにする、ということになった。

(2) 発行スケジュールの確認

・発行予定時期について、発行は7月末頃と確認されている。

2. JSA 第57回定期大会議案「国際的協同」について

第2回幹事会でペンディングになった、JSA 本部への「国際的共同」についての提言を巡る議論を継続した。

JSA 本部における「国際部」「国際的活動」の現状の課題と再建・強化、JJSの国際世界への発信体制の現状と強化、などにおけるさまざまな課題・問題について、多くの率直な意見が出された。しかし、問題意識の共有は可能であったが、人材の供給・育成、具体的な貢献、などを巡っては多くの問題があり、支部としての意見はまとまらなかった。継続的に審議する必要がある。

3. 例会について(積み残し事案とその他)

(1) 樋口英明元裁判官と映画『原発をとめた裁判長』について

(2) 島崎邦彦著『3.11 大津波の対策を邪魔した男たち』をテーマとした例会

(3) 今後の例会・学習会の企画

①平和問題、②学問・研究環境問題、③原発・エネルギー問題など

(1)については、他の団体との話し合いを持てず、進展無しとのこと。(3)①について、木戸幹事が県内各地において平和問題で奮闘されており、例会をやってもらえるのではという提案が事務局長からあった。他には特になし。

4. 第26回総合学術研究集会(26 総学)について

分科会設置および参加状況が(3rd サークラー)にて示されているが、山本幹事の企画する【B3】の分科会(脱原発への課題と展望)には8名が報告することになっているとアナウンスがあった。

5. 支部ニュースについて

小倉久和幹事の尽力により支部ニュース1号が発行されている。

現在小野幹事の書評原稿が届いており、山根幹事の第3回幹事会の概要についての原稿、および、山本幹事が大飯原発運転差止訴訟の京都地裁判決への抗議文

を近日中に作成可能と表明があり、第2号を準備することとなった。

6. 会員拡大と会計について

(1) 会員拡大の取り組み → 時間が無くなり、議論は次回以降に回された

(2) 会費納入と財政状況

現時点での残高額の報告があった。近々、後期の会費納入のお願いをすることになるとのアナウンスがあった。

イベント紹介とその他 については省略。

次回 2026年8月3日(月) 18:00～を確認し、20:13に終了。参加幹事は8名であった。

(山根 清志)

[抗議] 原子力規制行政を追認し、住民の安全を切り捨てた不当判決 —京都・大飯原発運転差止等請求事件京都地裁判決と報告集会—

14年に及ぶ全国的な規模の原発差止訴訟に不当判決

2026年7月14日、京都地方裁判所第6民事部は、大飯原発運転差止等請求事件について、原告らの請求を退ける判決を言い渡した。福島第一原発事故後、14年近くにわたって続けられてきた大規模な原発差止訴訟に対する判決であったが、裁判所は原告らが訴えてきた地震・地盤の危険性や避難計画の実効性について正面から向き合うことなく、原子力規制委員会の審査と判断を事実上追認した。

判決後、弁護団は「裁判所に付託された行政の監視役、住民・市民の人権確保の役割をかなぐり捨てた判決」であるとする声明を発表し、控訴する方針を明らかにした。



本訴訟は、2011年3月の東京電力福島第一原発事故を受け、翌2012年11月29日に第1陣が提訴した。その後第7陣まで提訴が続き、原告は3457人に達した。約7割が京都府民であるが、大飯原発が立地する福井県をはじめ、滋賀、大阪、兵庫、奈良など広範な地域の住民が参加する全国的な集団訴訟となった。

裁判が続く中、関西電力は2017年12月、大飯原発1、2号機の廃炉を決定した。弁護団・原告団は、全国で唯一、大飯1、2号機を差止請求の対象としていた本訴訟と、市民による長年の脱原発運動が、関西電力を廃炉決定に追い込んだとしている。原告らの請求が今回の判決で退けられたとしても、この14年間の裁判と運動が残した成果まで否定されるものではない。

「規制委員会が認めれば安全」という判決

判決後の記者会見で、弁護団は今回の判決の最大の問題について、新規規制基準に適合し、原子力規制委員会の許可を得ていれば原発の安全性は確保されているとして、原告らが具体的に指摘した危険性をことごとく退けた点にあると批判した。

原告・弁護団が特に重視してきた争点は三つあった。

(1) 最新の科学的知見を切り捨てた地震判断

第一は、基準地震動と地震想定の問題である。

原告側は、現在の地震学が発展途上の学問であり、熊本地震、能登半島地震などによって、それまで十分に想定されていなかった地震現象が次々に明らかになっていることを指摘した。原発のように一度の重大事故が極めて深刻な被害をもたらす施設では、最新の科学的知見を不断に取り入れ、より安全側に立った地震想定を行わなければならない。

ところが判決は、新しい知見について「確立した知見ではない」などとして考慮する必要性を認めず、関西電力が提出した資料と原子力規制委員会の審査結果を基本的に受け入れた。

浜岡原発データ不正が突きつけた審査の限界

この判断は、2026年に発覚した中部電力浜岡原発の基準地震動策定をめぐるデータ不正問題を考えれば、重大な問題を含んでいる。

浜岡原発では、原発の耐震安全性の根幹となる基準地震動の策定過程において、事業者が提出するデータの信頼性そのものが問われる事態となった。規制委員会の審査に合格したという事実だけをもって安全性を推認することができないことは、すでに現実の問題として示されている。

弁護団は、関西電力について同様のデータ改ざんが行われた証拠があると主張しているのではない。しかし、基準地震動の算定過程で事業者が数値を「値切る」ような姿勢を示してきたことや、基礎データが十分に公開されていない問題

を指摘し、事業者と規制行政に対する司法の独立した検証が不可欠であると訴えた。

それにもかかわらず、裁判所は規制委員会の判断を事実上の安全証明として扱ったのである。

（２）敷地地盤の不均質性を軽視

第二は、大飯原発の敷地地盤の不均質性である。

原告側は、関西電力自身が規制委員会に提出した資料などを分析し、敷地内に地震波を局所的に増幅させる可能性のある不均質な地盤が存在することを指摘した。

原発の耐震安全性を評価する場合、平均的な地盤構造だけを見るのでは不十分である。局所的な地盤の脆弱性や地震動の増幅可能性が指摘された以上、原発事業者側が安全性を具体的に立証する必要がある。

しかし判決は、原告側専門家の指摘を限定的、部分的なものとして退け、規制委員会の審査結果を追認した。

弁護団は、具体的な危険性が科学的根拠をもって指摘されたにもかかわらず、事業者側に十分な説明と立証を求めなかった点について、立証責任の観点からも重大な問題があると批判した。

（３）避難できない現実に応えなかった裁判所

第三は、避難計画の実効性である。

原告側は、国際的な原子力安全の考え方である「深層防護」において、重大事故発生時の住民避難を含む防災対策が最後の防護層として位置づけられていることを指摘した。

裁判では、舞鶴市など原発周辺地域の住民が、地震と原発事故が同時に発生すれば道路の寸断や交通渋滞によって避難できない実態を証言した。また、福島第一原発事故の避難者も法廷に立ち、情報不足の中で避難を強いられ、避難先が放射線量の高い地域であった経験などを具体的に証言した。

しかし判決は、法令に基づく防災体制や避難計画が存在することを重視する一方、原告らが指摘した交通渋滞、複合災害による道路寸断、屋内退避ができない住宅の存在、避難を支援する自治体職員の被ばくなど、現実を生じる具体的問題に十分答えなかった。

弁護団は、「法律上、制度が存在しているから大丈夫だという建前論に終始している」と厳しく批判した。

とりわけ問題なのは、判決が原発の安全性と避難計画を事実上切り離したことである。過酷事故は起こらない、あるいは放射性物質が大量に放出される具体的危険性は認められないとして、避難計画の実効性を原発運転の安全性判断の要件とは認めなかった。

しかし、福島第一原発事故が示した最大の教訓の一つは、「事故は起こらない」という前提に立った原子力防災が破綻したことであったはずである。

「命と命で向き合ってほしい」——報告集会で相次いだ怒り

報告集会では、判決に対する怒りと失望が相次いで語られた。

福島県南相馬市から京都に避難した原告は、「京都の人たちに私と同じ思いをしてほしくない」との思いから訴訟に参加し、法廷では裁判官に「命と命で向き合ってほしい」と訴えてきたと語った。

若者気候訴訟の原告として活動する青年は、初めて原発裁判を傍聴し、「脱力を超えて言葉を失った」と述べながらも、将来世代のために声を上げ続ける必要性を訴えた。

木原壮林さん（京都市在住）は、規制委員会は原発の絶対的安全性を保証しておらず、裁判所こそ事故リスクと原発の社会的必要性を判断すべきだと指摘。全電力の１割にも満たない原発のために巨大な事故リスクを負う必要はなく、原子力産業の利益のために原発を動かす政策を厳しく批判した。

筆者（福井県敦賀市在住）は、浜岡原発のデータ不正問題に触れ、「関西電力が不正を行っていないというだけで安全性が証明されるわけではない」と指摘した。原発立地地域では老朽原発の運転に強い不安を抱く住民が少なくなく、裁判闘争とともに地域住民との対話と世論形成を続ける重要性を強調した。

また、山田耕作さん（京都市在住）からは、データの改ざんや恣意的な選択は科学の根幹を破壊する行為であり、科学的事実に基づいて原発の安全性を検証し続けなければならないとの発言があった。

行政の追認ではなく「生命を守る司法」を

14 年間に及ぶ裁判で、原告と弁護団は、地震学、地震工学、地質学、原子力



防災などの専門的知見を積み上げ、福島第一原発事故の被害者や原発周辺住民の具体的な経験を法廷に提出してきた。

しかし今回の判決は、それらの科学的知見と住民の証言を踏まえて原発の安全性を独立して判断するのではなく、原子力規制委員会の審査結果を安全性判断の出発点とし、同委員会の判断に明白な不合理性がない限り司法は介入しないという姿勢を示した。

ここに今回の判決の本質的問題がある。

原発事故によって生命、健康、生活基盤、地域社会が回復不能な被害を受ける可能性がある以上、裁判所には行政判断を追認するのではなく、科学的不確実性を含めて原発の危険性を独立して検証する責任がある。

原子力規制委員会が審査したから安全である、法令上避難計画が策定されているから住民は避難できる——そのような形式論では、福島第一原発事故の教訓を生かすことはできない。

たたかいの舞台は大阪高等裁判所に

判決後、弁護団・原告団は直ちに控訴する方針を表明。たたかいの舞台は大阪高等裁判所に移る。

浜岡原発のデータ不正問題によって、事業者が提出するデータの信頼性と、それを前提とする規制委員会の審査能力が改めて問われている。

能登半島地震は、現在の科学的知見だけでは自然現象のすべてを予測できないことを示した。そして福島第一原発事故から15年以上が経過した現在も、多くの被害者が故郷を奪われ、事故の被害は続いている。

今回の京都地裁判決は、原発の安全性を誰が、どのような立場から判断するのかという根本問題を改めて私たちに突きつけた。

行政と事業者の判断を追認する司法でよいのか。それとも、科学的知見と現実の被害に向き合い、生命と人格権を守る最後の砦としての役割を果たすのか。京都・大阪原発運転差止訴訟は終わっていない。

(山本 雅彦)

2026年後期の会費納入をお願いします

2026年後期の会費納入をお願いします。また、過去の未納会費のある方は、分納でも構いませんので、至急納入をお願いします。

【書評】 『人新世の「黙示録」』 斎藤幸平 著 集英社 2026/4/11

大ベストセラー『人新世の「資本論」』は2020年刊。マルクス経済学者・斎藤幸平のシリーズ第2弾が本書である。前著では、刺激的な言葉のわりには内容・主張は常識的（というか煮詰め方が不十分）との印象を禁じ得なかった。その書き出し「SDGsは大衆のアヘンである」に負けず劣らず、豪快かつ不穏な言葉が今回も冒頭を飾る。「未来はファシズムだ」。目次には「デジタル社会主義」「ハイエクの盲点と緑の戦時経済」「エコロジー独裁」「暗黒社会主義」といった項目が並び。

資本主義が引き起こした気候変動危機。本書の状況認識は前著よりもシビアである。国連中心の気候変動対策は完全に失敗した。ティッピング・ポイント（臨界点）を超えたということか（何がティッピング・ポイントかは議論の余地がある）。斎藤は言う。「この深刻な問題を考えるためには、前著に続いて、今回もやはりカール・マルクスの力を大きく借りる。そして、20世紀に全体主義の脅威から西欧社会の自由を守ろうとした経済学者フリードリヒ・ハイエクと対峙することになる」。

だが、新自由主義の総帥ハイエクを論破したところで（当人はそのつもり）、あるべき未来像にはまだ距離がある。25頁の図はヨコ軸に「平等／不平等」を、タテ軸に「強い／弱い権力」をとり、右上に「気候ファシズム」、右下に「野蛮状態」、左上に「気候毛沢東主義」、左下に「脱成長 Kommunismus」が配置される。前著で斎藤は、コモンズ（共有地）の役割に注目しつつ「脱成長 Kommunismus」（平等、弱い権力）を擁護したが、もはやこれでは危機に対処できない。本書は、八方塞がりの中わずかに残る可能性を探るが、さしあたりそれを「X」と



して気候毛沢東主義と脱成長 Kommunismus の間に置く。

資本主義的な「緑の戦時経済」に対抗して社会主義版「緑の戦時経済」を考える上で、ヒントになるのがプロレタリアート独裁（プロ独）理論である（198～199 頁）。マルクスは『フランスの内乱』の中で、普仏戦争（1871 年）後に生起した革命自治体「パリ・コミュン」を評して「労働者の経済的解放をなしとげるため、ついに発見された政治形態」と述べた。コミュンでは、生産者の自治や自己決定による直接民主主義が行われ、国家は市民社会のアソシエーションに置き換わる。だがこうした「国家権力を社会に再吸収する」といった理想論は、その後の現実社会主義の抑圧体制を知る私たちには理解しにくいかもしれない。それにもかかわらず、新しい社会への移行期に求められるのが民主的プロ独を環境＝社会崩壊の時代に大胆にアップデートした、環境弱者による「エコロジー独裁」だという。そして、その先に「暗黒社会主義」がある（225 頁）。ボトムアップ型市民運動重視の「脱成長 Kommunismus」という前言は放棄されたのだろうか。そうではない。危機の時代には「下からの Kommunismus」と「上からの社会主義」の両方が必要なのだ。とはいえ、厳しい現実を前に「マルクスが想定していたような、プロ独の先にある対立なきユートピア社会としての Kommunismus は、諦めなければならない。私たちはすでに恒久的な危機に突入してしまい、未来のユートピアを目指すことは不可能となっているのである。その結果、社会の対立も半永久化する」（227～228 頁）。

字義どおり受けとれば絶望的な語りなのに、さほどの悲壮感もなく、コミカルな読後感さえ漂うのはなぜだろうか。実は斎藤は、「ハイエクの呪縛」を突破するヒントをテクノ資本主義の中に見ている。中央集権型指令（計画）経済が行き詰まったのは、膨大な情報（収集できたとしても）を処理する技術が当時ではなかったから。現代のコンピュータを用いれば、合理的な経済計画も夢でないのではないか。彼自身、事態はそれほど単純でないと認識しているが、貨幣と市場を残した「デジタル市場社会主義」（163 頁）の議論には技術楽観主義の匂いが付きまとう。

だが（私の考える）より重大な問題は、エコロジー独裁の担い手といっても一枚岩でないことである。革命の熱狂が過ぎ去ると、ある種退屈なマネジメントの時代が始まる。敵を倒すため一致団結した同志の間で、利害や価値観の違いが顕

在化する。「下からの」プロ独が、異見への不寛容や権力闘争に転化する時、何が起るか。この種の悲劇は、（不幸にして）ロベスピエールやスターリンのような独裁者が出現しなかったとしても起こり得る。思考実験やタブーなき議論は必要だが、この種の言葉を安易に使うべきでない。

エコロジー独裁や暗黒社会主義の具体的政策がラディカルさを欠くのは、逆説的な意味で安心させられる。言葉は派手だが内容は常識的な前著の作風そのままに、時代の空気を読むのに長けた売れっ子作家の面目躍如といったところか。敵と見立てた超富裕層の環境破壊的消費行動（豪華客船クルーズ、プライベートジェットなど）には厳しいが、資本主義に組み込まれた庶民のライフスタイルに踏み込まないのも読者サービスの一環か。私などは、本書を読んで、マルクス主義の総復習をさせられた気がした。学生時代の浅薄で誤った理解を正されるならよいのだが、どうだろうか。「資本論読み」たちの理論的寄与や新たな問題提起は、今後ますます重要になる。それに期待を寄せる一人として、今後の斎藤の研究に注目したい。だからこそ、本書に対しては批判的コメントを書いた。

（小野 一）

＜＜編集後記＞＞

2026 年度支部ニュース第 2 号をお届けします。

米・イランの「停戦合意」覚え書が 6/17 に発効して 1 月経たないのに、もう「合意」は風前の灯のようです。イスラエルの「圧力」が功を奏しているのかもしれませんが。さらにトランプ氏は国際刑事裁判所 ICC への圧力を強め、日本を含め多くの同盟国にも ICC 脱退などの要求をしてきています。現在の ICC の所長には日本の赤根智子氏が就いていますが、日本はトランプ氏の圧力にどう対応するのか、非常に気になるところです。ロイター通信は、ICC 潰しの裏には、「トランプ氏と親密なイスラエルのネタニヤフ首相に対し ICC が人道に対する罪や戦争犯罪の容疑で逮捕状を出したことを受けて、トランプ政権が ICC 裁判官に対する制裁を支持したのは、米国による海外での軍事行動を巡り、将来トランプ氏や政権幹部が責任を問われるのを阻止したいという意図も働いていたという情報を入手」したと報道しています。

<https://jp.reuters.com/world/us/I7PNWH4AGFOPDDHCLB2FIT5TXY-2026-07-13/>

それにしても、「私には国際法は必要ない」というトランプ氏の政権中枢にいるルビオ国務長官が「イランがホルムズ海峡の通行料や手数料を課すのは国際法違反」などと主張するのは、論理破綻・ご都合主義ですね。

（OG）